

# 令和3年度地域おこし人材確保・連携強化事業委託業務公募型プロポーザル 募集要領

## 1 事業の概要

### (1) 事業名

令和3年度地域おこし人材確保・連携強化事業委託業務

### (2) 事業の目的

本事業は、高知県の地域おこし活動が将来にわたって維持され、発展していくため、首都圏において、その活動の担い手となり得る地域おこし協力隊等の確保を図り、また、新たな地域おこし人材を掘り起こし、情報交換やネットワークづくりを行うことで、地域を越えた連携を創出、強化することを目的とします。

### (3) 事業内容

上記の目的を達成するために行う以下の業務

#### ①高知家地域おこし人交流セミナーの企画、立案及び運営

首都圏における、高知県の地域おこし活動の担い手となる人材の掘り起こしと確保

#### ②地域おこし協力隊の情報発信サイト「高知家でまちゆうき」の運用

県内各市町村の地域おこし協力隊の募集状況や地域おこし活動の紹介等

#### 【参考】

別紙 地域おこし人材確保・連携強化業務概要書

### (4) 委託期間

契約の日から令和4年3月31日まで

## 2 見積限度額

4, 136千円（消費税額及び地方消費税額を含みます。）

## 3 審査委員会の設置

別途に定める「令和3年度地域おこし人材確保・連携強化事業委託業務プロポーザル審査委員会設置要領」に基づき、審査委員会を設置します。

## 4 契約の相手方の決定方法

提出された企画提案書と企画提案者（以下「参加者」という。）のプレゼンテーションの内容を審査する審査委員会を開催します。審査委員会では、あらかじめ定められた審査基準に基づき、公正な審査を行い、随意契約の相手方となる候補者（以下「候補者」という。）と次点者を選定します。

委託業務の実施に際して、企画提案の内容をそのまま実施することをお約束するものではありません。選定後には、候補者と県は、企画提案の内容をもとにして、業務の履行に必要な具体の履行条件などの協議と調整（以下「交渉」という。）を行います。この交渉が整ったときには、随意契約の手続きに進みます。21日以内（予定）に交渉が整わない場合は、次点者に選定された者が、改めて県と交渉を行うこととなります。

## 5 資格要件

参加者の資格要件は次のとおりです。

(1) 高知県の物品購入等に係る競争入札参加資格登録名簿に登録されている（又は契約締結時ま

- で登録が予定されている)者であること
- (2) 地方自治法施行令第167条の4の規定に該当しない者であること
- (3) 「高知県物品購入等関係指名停止要領」に基づき指名停止等の措置を受けていない者であること
- (4) 「高知県の事務及び事業における暴力団の排除に関する規程」に基づく入札参加資格停止措置を受けていないこと又は同規程第2条第2項第5号に掲げる排除措置対象者に該当しない者であること
- (5) 事業実施に必要な組織体制が確保された民間団体等であること
- (6) 個人情報保護に関する規定を定めていること
- (7) 本社及び県内に所在する営業所等が都道府県税、消費税及び地方消費税を滞納していないこと
- (8) 共同企業体による参加の場合、その代表構成員が上記(1)から(6)までの条件を満たすとともに、下記の事項について定めた協定書を作成すること
  - ① 共同企業体の適切な名称を設定し代表者を選任すること
  - ② 代表構成員を含む全ての構成員は、連帯してその責任を負うこと
  - ③ 代表構成員を含む全ての構成員は、同時に2以上の共同企業体の構成員となること又は単独での応募は認めません

## 6 説明会

日時：令和3年4月7日（水）午後2時30分から午後4時

場所：ZOOMによるオンライン

申込期限：令和3年4月5日（月）午後5時

申込方法：説明会参加申込書（様式-1）をFAX又は電子メールにて下記8（1）③提出先に提出

※いずれの場合も、電話によりその到達を確認してください。

説明会への参加は本プロポーザルの参加要件ではありません。

参加の申込がなかった場合には説明会を開催しません。

## 7 質疑と回答

質疑書（様式-2）によってのみ受け付けます。

締め切り：令和3年4月12日（月）午後5時

受付方法：持参、FAX又は電子メールにて下記8（1）③提出先に提出

※FAX又は電子メールによる場合は、電話によりその到達を確認してください。

全ての質疑と回答の内容は令和3年4月15日（木）までに高知県ホームページ（中山間地域対策課）に掲載します。

[ホームページアドレス] <https://www.pref.kochi.lg.jp/soshiki/070101/>

## 8 参加申込及び資格要件の確認

プロポーザルの参加を予定したい事業者は、参加申込書（様式-3）に資格要件の確認書類を添えて申し込みをしてください。申し込みにあたって提出する書類を次表に示します。

[提出書類、様式及び提出部数等]

様式番号	提出書類の名称	規格	提出部数
1	参加申込書（様式-3）	A4縦	1部
2	資格要件確認書（様式-4及び添付書類）	A4縦	1部
3	（共同企業体の場合）共同企業体協定書		写 1部

## (1) 参加申込書

### ①提出方法

持参又は郵送（書留郵便又は配達証明に限ります。）

### ②提出期限

令和3年4月20日（火）午後5時（必着）

### ③提出先

〒780-8570 高知県高知市丸ノ内1丁目2番20号  
高知県中山間振興・交通部 中山間地域対策課 TEL 088-823-9600

## (2) 資格要件の確認

高知県中山間振興・交通部 中山間地域対策課で、申込者から提出のあった参加申込書と関係書類を確認します。申込者の資格要件の確認後、令和3年4月23日（金）までに、確認結果を申込者へ電子メールにて通知します。

## (3) 資格要件が満たなかった者に対する理由説明

①参加申込書を提出した者のうち資格要件が満たなかった者に対しては、満たなかった旨及び満たなかった理由を書面により通知します。通知を受けた者は、通知をした日の翌日から起算して5日（県の閉庁日を除く。）以内に、書面により、知事に対して資格要件が満たなかったことについての説明を求めることができます。

②知事は説明を求められたときは、説明を求めることができる最終日の翌日から起算して5日（県の閉庁日を除く。）以内に書面により回答します。

## 9 企画提案書の作成

別途定める「令和3年度地域おこし人材確保・連携強化事業委託業務のプロポーザルに関する企画提案書作成要領」に基づいて企画提案書を作成してください。

## 10 審査

別途定める「令和3年度地域おこし人材確保・連携強化事業委託業務プロポーザル審査要領」に基づき実施します。

## 11 審査結果

審査結果は、令和3年5月20日（木）までに、全ての参加者に文書で通知します。当該審査結果は高知県情報公開条例に基づく開示請求があった場合には開示の対象となります。

高知県情報公開制度

[ <https://www.pref.kochi.lg.jp/soshiki/110201/joko-johokoukai-index.html> ]

## 12 日程

令和3年3月31日（水）募集開始

令和3年4月7日（水）午後2時30分から午後4時 説明会

令和3年4月12日（月）午後5時 質疑書提出〆切

令和3年4月15日（木）質疑回答

令和3年4月20日（火）午後5時 参加申込及び資格確認書類提出〆切

令和3年4月23日（金）資格要件確認結果通知

令和3年5月6日（木）正午 企画提案書の提出〆切

令和3年5月14日（金）審査委員会（プレゼンテーション）

令和3年5月20日（木）審査結果通知

### 13 提出書類の取扱い

- (1) 提出された書類は返却しません。
- (2) 提出された書類は、必要に応じ複写（県庁内及び審査委員会での使用に限る）することがあります。
- (3) 提出された企画提案書は、高知県情報公開条例に基づく開示請求があった場合には対象文書として原則開示します。ただし、事業を営むうえで、競争上又は事業運営上の地位その他正当な利益を害すると認められる情報は同条例第6条第1項第3号の規定により非開示とすることができます。非開示とする内容については、提出書類の該当部分と非開示とする具体的な理由を、様式-5により提出してください。  
開示・非開示の判断は様式-5に基づき行うものではなく、様式-5を参考に、同条例に基づき県が客観的に判断します。
- (4) 契約者以外の企画提案の内容については、参加者の承諾なしに利用することはありません。

### 14 問合せ先

高知県中山間振興・交通部 中山間地域対策課  
担当者：大川、岡野  
TEL:088-823-9600 FAX:088-823-9258  
E-mail:070101@ken.pref.kochi.lg.jp

### 15 その他

- (1) 参加申込提出後に辞退する場合は、辞退理由等を記載した辞退届（様式自由）を提出してください（辞退することによって、今後の高知県との契約等について不利益な取扱いをするものではありません）。
- (2) 企画提案に要する全ての費用は参加者の負担とします。
- (3) 次の各号に該当した場合、参加者は失格になる場合があります。
  - ①提出書類に不備があった場合又は指示した事項に違反した場合
  - ②審査委員、県職員又は当該プロポーザル関係者に対して、当該プロポーザルに関わる不正な接触の事実が認められた場合
  - ③プロポーザルの手続きの過程で、高知県の事務及び事業における暴力団の排除に関する規程第2条第2項第5号に掲げる排除措置対象者に該当することが判明した場合

#### 附 則

この要領は、令和3年3月30日から施行します。